



山形県公報

平成19年4月1日(日)

号 外(19)

目 次

規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則..... (出 納 局) ... 1

規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第63号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号及び第6条第1項中「の生活安全調整課、食品安全対策課及び総合防災課」及び「の産業政策課、商業経済交流課及び観光振興課」を削る。

第201条第3号中「西村山総務建築課長、北村山総務建築課長」を「西村山建設総務課長、北村山建設総務課長」に、「西置賜総務建築課長」を「西置賜建設総務課長」に改める。

別表第1第2項組織の区分の欄中「の生活安全調整課、食品安全対策課及び総合防災課」及び「の産業政策課、商業経済交流課及び観光振興課」を削り、同表第3項出納に委任する事項の欄第1号中「村山総合支庁保健福祉環境部福祉課」を「村山総合支庁保健福祉環境部福祉企画課」に、「村山総合支庁保健福祉環境部西村山福祉課」を「村山総合支庁保健福祉環境部生活福祉課」に改め、「村山総合支庁産業経済部西村山森林整備課」を削り、「村山総合支庁建設部西村山総務建築課」を「村山総合支庁建設部西村山建設総務課」に改め、「村山総合支庁保健福祉環境部福祉係」及び「村山総合支庁産業経済部北村山森林整備課」を削り、「村山総合支庁建設部北村山総務建築課」を「村山総合支庁建設部北村山建設総務課」に改め、「置賜総合支庁保健福祉環境部西置賜福祉課」及び「置賜総合支庁産業経済部西置賜森林整備課」を削り、「置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課」を「置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課」に改め、同欄第2号中「知的障害者更生相談所庄内支所」を「知的障がい者更生相談所庄内支所」に改め、同表第4項出納員として指定する職の欄中

「西村山総務建築課長」「西村山建設総務課長

北村山総務建築課長 を 北村山建設総務課長

西置賜総務建築課長」「西置賜建設総務課長」

に、「西村山総務建築課及び北村山総務建築課」を「西村山建設総務課及び北村山建設総務課」に、「西置賜総務建築課に」を「西置賜建設総務課に」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号八及びホ中「西村山総務建築課長、北村山総務建築課長及び西置賜総務建築課長」を「西村山建設総務課長、北村山建設総務課長及び西置賜建設総務課長」に改め、同号中「保健福祉環境部福祉課(村山総合支庁及び置賜総合支庁に限る。)」を

「保健福祉環境部福祉企画課」に、「保健福祉環境部福祉課(村山総合支庁及び置賜総合支庁を除く。)」を「保健福祉環境部福祉課(置賜総合支庁を除く。)」に、「村山総合支庁保健福祉環境部西村山福祉課」を「村山総合支庁保健福祉環境部生活福祉課」に改め、「村山総合支庁産業経済部西村山森林整備課」及び「村山

「村山総合支庁産業経済部北村山森林整備課

総合支庁保健福祉環境部福祉係」を削り、(村山総合支庁建設部西村山総務建築課長) を

村山総合支庁建設部西村山総務建築課」

「(村山総合支庁建設部西村山建設総務課長)」「(村山総合支庁建設部北村山総務建築課長) を

村山総合支庁建設部西村山建設総務課」に、村山総合支庁建設部北村山総務建築課」

「(村山総合支庁建設部北村山建設総務課長) 村山総合支庁建設部北村山建設総務課」に改め、「置賜総合支庁保健福祉環境部西置賜福祉課」を削り、

「置賜総合支庁産業経済部西置賜森林整備課(置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課長)を置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課」に改め、同表第置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課

7項組織の区分の欄中「知的障害者更生相談所庄内支所」を「知的障がい者更生相談所庄内支所」に改め、同項中

「 楯岡高等学校 | 上席の主事 | を | 楯岡高等学校 | 主査 | に、

「 荒砥高等学校 | 上席の主事 | を | 荒砥高等学校 | 主事 | に、

「 加茂水産高等学 | 副主任 | を | 加茂水産高等学 | 上席の主事 | に、

「 遊佐高等学校 | 主事 | を | 遊佐高等学校 | 主査 | に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。